

意見書第8号

災害に強い日本の構築に向けた社会資本整備に関する意見書

東日本大震災発生から1年3カ月が経過した今もなお、被災地の復旧・復興は遅々として進まず、多くの被災者が困難な生活を余儀なく強いられている。

一方、大震災を受けて、多くの地域で災害対策のあり方が見直される中、災害に強いまちづくりのための集中的かつ計画的な社会資本整備が求められている。今後、被災地の本格的な復旧・復興とあわせて、国全土で地震や津波等の自然災害に対する防災・減災対策としての社会インフラ整備、公共施設の耐震化の着実な実施など災害を想定した国民の生命・財産の保護につながる社会資本整備に係る公共投資については、地域のニーズを踏まえ、国の責任として積極的に進める必要がある。

よって、国においては、災害に強い日本の構築に向け、地震や台風などの災害から国民の安全・安心を守るために必要な社会資本の整備を推進するため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 東海・東南海・南海地震の影響が想定される知多半島と西三河地区5市3町（半田市・碧南市・刈谷市・西尾市・東浦町・美浜町・武豊町）護岸の耐震化を早急に図ること。
2. 公共施設やライフラインの維持・管理など計画的な老朽化対策を推進すること。
3. 地盤の液状化による災害を抑制するための技術的ガイドラインを早急に作成するなど宅地被害対策の強化を図ること。
4. 災害時における広域連携の強化や相互応援体制を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

愛知県武豊町議会議長 加藤美奈子

【提出先】

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（防災担当）